

# 九州河川協力団体連絡会議 運用規程

この運用規程は、九州河川協力団体連絡会議規約（以下、「規約」という）に基づき、九州河川協力団体連絡会議の活動の実務に関し必要な事項を定める。

## （役員の任務及び担当）

第Ⅰ条 規約第5条3における役員の任務及び担当流域については、以下のとおりとする。

### （1）流域世話人

- ・流域の会員のほか、河川等で活動する団体及び河川系事務所等並びに必要に応じて流域市町村との連絡及び調整を行う。
- ・流域の会員のほか、河川等で活動する団体の取組状況等の情報を、マネージャー及び役員会議へ共有する。
- ・役員会議の内容を流域の会員のほか、河川等で活動する団体へ共有する。

### （2）マネージャー

- ・代表を補佐するとともに、以下、各県内の流域世話人を支援する。

福岡県：遠賀川、筑後川、矢部川

佐賀県：嘉瀬川、六角川、松浦川

長崎県：本明川

熊本県：菊池川、白川、緑川、球磨川

大分県：山国川、大分川、大野川、番匠川

宮崎県：五ヶ瀬川、小丸川、大淀川

鹿児島県：川内川、肝属川

- ・各県内における流域連絡会議の開催状況及び流域の取組状況等の情報を、マネージャー会議で共有する。
- ・各県内における流域連絡会議を支援する。
- ・九州河川協力団体連絡会議の活動、情報発信等に関する提案を行う。

### （3）事務局長

- ・各マネージャーより共有された取組状況等の情報をとりまとめ、代表へ報告する。

(九州「川」のワークショップの支援の方法等)

第2条 規約第10条における支援の方法等については、以下のとおりとする。

マネージャー並びに開催県の会員のほか、河川等で活動する団体が、開催県の河川系事務所等と連携し、開催を支援する。

(みらい会議の支援の方法等)

第3条 規約第11条における支援の方法等については、以下のとおりとする。

マネージャーが九州地方整備局河川部等と連携し、開催を支援する。

(雑則)

第4条 この運用規程に定める事項は、マネージャー会議に諮って定める。

附則

この運用規程は、令和7年（2025年）3月3日から施行する。

なお、令和6年(2024年)3月7日から施行している運用規程については、令和7年3月2日をもって廃止する。